

1997年2月13日
(平成9年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本章

臨時福祉特別給付金支給対象者の抽出及び名簿作成に係る
コンピュータ利用について（答申）

1997年（平成9年）2月6日付で諮問された、臨時福祉特別給付金支給対象者の抽出及び名簿作成に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性は、次のとおりである。

- (1) 消費税率の引上げ等に伴い、老齢福祉年金の受給者等及び高齢の低所得者の生活の安定と福祉の向上並びに低所得の在宅ねたきり老人等に対する在宅介護の支援に資するため、臨時の特例措置として、臨時福祉給付金、臨時介護福祉金、臨時特別給付金及び一時金を国の施策に基づき支給するものである。
- (2) これらの支給対象者は、各種福祉手当等の受給者であり、そのうち一部の対象者は市民税が非課税との制限が加えられている。
- (3) 給付金を受けるためには、本人が3月25日までに申請する必要があるが、給付金の性格及び対象者の特殊性から、事前に対象者を抽出して申請を指導することが求められる。
- (4) そのための作業として、各種福祉手当等の受給台帳、住民基本台帳等による所在及び市民税の課税状況を照合し、重複資格の確認を行い、支給要件を確認するとともに、受給対象者台帳を作成し、これらを基に対象者に対し申請指導を行う。
- (5) 本業務は、事務執行期間が限定され、手作業による照合は時間的に困難であ

り、緊急性が求められることから、照合作業等一連の事務をコンピュータ化し、事務処理の効率化や正確化を図るとともに、支給対象者が申請するに当たっての利便と市民サービスの向上が図られる。

3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

(1) コンピュータ利用の必要性

本業務は、本人からの申請に基づき給付されるものであるが、申請者の大部分が高齢者や障害者であることから、照合作業をコンピュータ化し、事前に対象者を抽出し、申請指導を行う必要性は認められる。また、事務処理を短期間で行う必要があることから緊急性があり、市民サービスはもとより、事務の効率化や正確化を図るためにもコンピュータを利用する必要性は認められる。

(2) 取扱う個人情報の範囲

支給要件が、各種福祉手当等の受給台帳を基に生存の確認及び市民税課税状況により給付されることとなっていることから、各種福祉手当等の受給台帳、住民基本台帳、外国人登録台帳、市民税課税台帳を利用する必要性は認められ、その利用の範囲は本業務における必要最小限の項目であると認められる。

(3) 本業務の処理に当たっては、コンピュータシステムによる事務処理の適正な管理運営について必要な事項を定めた「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上